# 山川ゆりこの新型コロナ対策への取り組み

## 5月1日までの国会での取り組み

加藤厚労大臣との直接対話の外にも、「消費減税」を党の政策とするよう若手有志議員で提言書を提出したり、コロナウイルス感染症の影響を受けて不妊治療を延期するカップルに対して、国の助成金支給の延長など柔軟な対応を求める他、様々な取り組みを行っています。

山川ゆりこサイト 国会での取り組み

## 山川ゆりこの提言～医療崩壊させないために！

山川ゆりこ代議士は、国会での議論や省庁との折衝など、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。衆議院厚生労働委員会や法務委員会で、委員会質疑も行っています。

### 感染症法と特措法の適用の実態

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するために、大きくいうと、現在2つの法律が施行されています。「感染症法」と「特措法」です。政府は新型コロナウイルス感染症を、1月28日に感染症法における「指定感染症」に指定しました。症状が軽く、軽症者であっても、感染者は基本的にすべて感染症指定病院に隔離入院、というのが法律の趣旨です。また特措法は、感染症の拡大を阻止するために、国民の私権制限を含む強い権限を政府や地方自治体の長に与える法律です。

ところが政府は、新型コロナウイルス感染症の患者については、「軽症者を自宅療養とする」という方針をとってきました。これは、感染症法の法律の趣旨と矛盾する方針であり、山川ゆりこ代議士はそのことを指摘し以下の2点を求めてきました。

①無症状又は軽症感染者のためにもホテル等を確保し、感染者の療養と隔離を図ること。
②自宅療養となった感染者の容態急変に留意し、在宅医療専門医による経過観測を実施すること。

繰り返しこの要請を行ってきた中で、埼玉で自宅療養中の感染者が立て続けにお亡くなりになったことは無念でした。国はその後「軽症者もホテル等で療養」と方針を変更しましたが、自治体では準備の途中です。今回の感染症の犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りしつつ、この感染症との戦いに今後とも、全力で立ち向かってまいります。

### 幻の特措法改正案
### ～医療資機材の調達と供給は国の責任として明記せよ!

山川ゆりこ代議士の言説は当初、政府となかなかかみ合いませんでした。

山川代議士は、ヨーロッパやアメリカのパンデミックの事態を極めて重くとらえ、パンデミック（爆発的感染拡大）を想定して、その対策を求めてきましたが、政府は、パンデミックを起こさないための議論に終始していたからです。「最悪を想定して、備えることを危機管理と言う」というのが、山川代議士の信念です。

新型コロナウイルス感染症に特措法を適用するという改正が3月13日に行われましたが、現実の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に適切に対応していくために、経済対策を中心に法律の附則にさらに具体的な対策につながる項目を明記する必要があるのではないかという議論が野党内でありました。その議論の中で、山川代議士は、命を守るための医療体制の整備強化は不可欠で、それに必要な医療の資機材を確保することは国の責任である、と明記することを提案しました。そして、独自の改正案を準備。

具体的には**新型インフルエンザ等対策特別措置法（通称：特措法）の**
**①第3条1項を分割し、「国」の責務を明確化すること。**
**②現行2項に「国の責務」として掲げられていた「ワクチンその他の医薬品の調査及び研究」に加えて、「新型インフルエンザ等に係る医療の確保及び医療機器、医療資材等の確保に関する施策を講ずる」ことを明記**

これにより、ホテルの借り上げやアリーナや体育館などの公共施設を臨時病床化して、感染者の受け入れ場所を確保することを「地方自治体の責務」とし、その臨時病床に人口呼吸器やECMO（体外式膜型人工肺）などの医療機器及びマスク、手袋、防護服、フェイスシールドなどの医療資材のロジスティック=調達と確保を「国の責務」と明確にすることになります。

野党統一会派は、山川代議士の意をくみ、4月29日提出の「補正予算の組み替え動議」に、「医療のための交付金を拡充し、医療のための国庫負担は100%とする」という内容を盛込みました。

現行＜第三条＞
国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自らインフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

途中が長すぎて責務の所在がはっきりしない

明確に！

**山川案**

第三条
国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする責務を有する。

まず第1項を2項に分け、「国の責務」を明確に！3項で医療資器材の確保を追加。

2 国は、前項の責務を果たすため、新型インフルエンザ等が発生したときは、**自らインフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、**並びに**地方公共団体**及び**指定公共機関**が実施する新型インフルエンザ等対策を**的確かつ迅速に支援**することにより、国全体として万全の態勢を整備するものとする。

3 国は、新型インフルエンザ等に係る**医療の確保及び医療機器、医療資材等の確保に関する施策を講ずる**とともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するものとする。

**あなたの声を私に聴かせてください。**

国会事務所 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館907号室
03-3581-5111（衆議院代表番号）
地元事務所 埼玉県草加市神明1-2-29
048-927-0131 048-927-0353
info@yamakawa-yuriko.jp

公式HP http://yamakawa-yuriko.jp
Twitter @yamakawa_yuriko
Instagram yamakawa_yuriko
facebook www.facebook.com/yuriko.yamakawa.35

山川百合子公式サイト

葉書（切手不要）を切り取って投函頂くか、メールや電話、ファックスにて皆様の声を聞かせて下さい。

**本紙をご希望の方には、郵送させて頂きます** ＜討議資料＞

料金受取人払郵便
草加郵便局承認
8037
差出有効期間
2020年11月4日まで
（切手不要）

郵便はがき
3408790
埼玉県 草加市 神明１－２－２９
山川百合子後援会 行

ご質問・ご意見 ※その他、山川ゆりこに何でもお聞かせ下さい。
このはがきは切手を貼らずに投函するか、ファクスで送信して下さい。
FAX:048(927)0353

だれもが大切にされる輝く未来を。

衆議院議員 山川ゆりこ 国政レポート 2020年5月4日
武力によらない平和をつくる。

お困りごとはお気軽にご相談下さい！
中面情報の連絡先にアクセスできない、相談先が分からない等も下記へお電話下さい

山川ゆりこ事務所
〒340-0012
埼玉県草加市神明1-2-29
TEL:048-927-0131
FAX:048-927-0353
info@yamakawa-yuriko.jp

山川ゆりこサイト 新型コロナウイルス対策関連 お役立ち情報

# 負けない！ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナ対策 支援策一覧は中面をご参照下さい！ 草加市版

こんにちは、衆議院議員の山川百合子でございます。

新型コロナウイルス感染症は、世界中で350万人以上に拡大し、25万人もの生命を奪っており、なおも感染拡大が止まりません。日本では爆発的感染拡大、いわゆるパンデミックの手前で踏み止まってはいるものの、これもすべて国民の皆様の外出自粛や接触者8割減少へのご協力の賜物であると、心から感謝申し上げます。

緊急事態宣言の期限も5月末まで延期され、引き続き皆様には多大なご負担をおかけ致します。国民の生命と健康を守るために、どうか深いご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

山川百合子事務所といたしましても、全力で皆様のお力になれますように、スタッフ一丸となって働いてまいる所存です。今回お届けしたこの国政レポートは「新型コロナウイルス対策特集号」として、皆様にとって少しでも有益な情報を分かりやすく提供させて頂くべく発行しました。掲載情報にうまくアクセスできない、どこに相談したらいいのか分からないといった場合は、どうぞお気軽に当事務所までご連絡下さい。

だれもが大切にされる輝く未来を切り拓いていけるよう、皆様と共に頑張って参る覚悟ですので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月4日 衆議院議員 山川百合子

## 生活を支える 10万円給付の受付が始まります

### 申請方法 郵送での申請

①市役所から各世帯に申請書が発送される
越谷市 5月末頃予定
草加市 5月中予定

▲総務省郵送申請サイト

②申請書に必要事項を記入し、振込先口座の書類と、本人確認書類と一緒に、返信用封筒を使って市役所に郵送
*世帯主が家族の全員の分を申請

受付開始 越谷市 6月初旬（書類発送後速やかに開始）
草加市 6月1日（月）

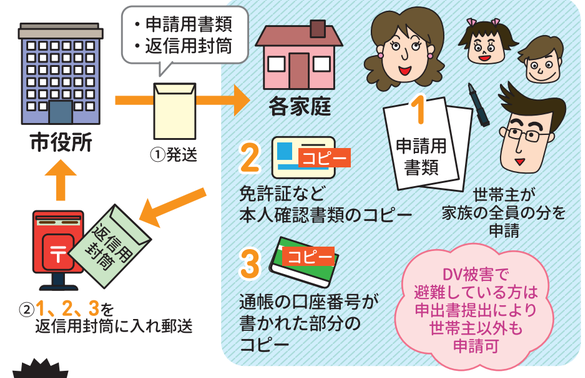


このような書類が封書で届きます

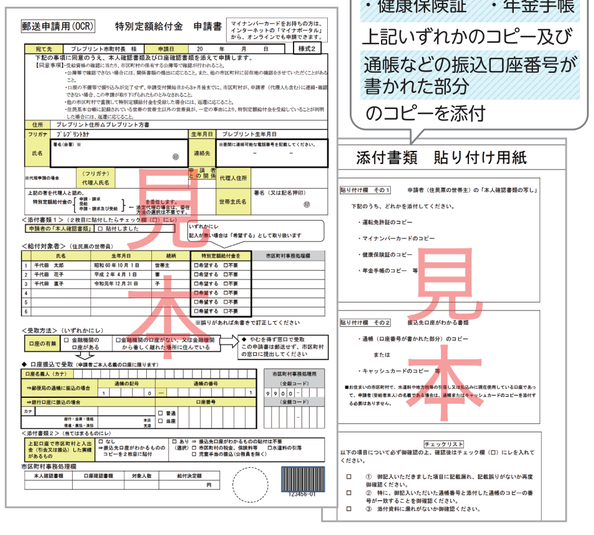


・運転免許証
・マイナンバーカード
・健康保険証 ・年金手帳
上記いずれかのコピー及び
通帳などの振込口座番号が書かれた部分
のコピーを添付




**注意！ 市区町村や総務省などが以下を行うことは絶対にありません**
✕受給にあたり、手数料の振込みを求めること
✕現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
✕メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

### オンライン申請

※オンライン申請は、世帯主のみ行うことができます。
①オンライン申請を行う場合は、以下の準備が必要になります。
□世帯主の電子証明書付きマイナンバーカード
※マイナンバーカードは申請から取得まで概ね1か月ほどかかりますのでご留意ください。
□マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダ）
□「マイナポータルAP」の検索、インストール
□マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号（英数字6～16桁）
□振込先口座の確認書類
②マイナポータルから、振込先口座を入力し、振込先口座の確認書類をアップロード

受付開始 越谷市 5月3日～
草加市 5月11日までに開始

オンライン申請サイト▲